

K
S
K
P



編集人

(社) 兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650 神戸市中央区橘通4丁目1-28

辻ビル2F

T E L 078-360-2618

F A X 078-360-2615

(平成9年1月)

No. 24

主催者より御用意された書類を記入する

家族会の新しい道



兵家連会長 西浦三郎

あの悪夢のような阪神・淡路大震災の発生から丸2年の歳月が経ちました。震災の苦難の中をお互いに力を合わせながら、無事に平成9年の新春を迎えたことを、皆様とともに心からお慶び申し上げたいと存じます。

精神障害者を取り巻く環境は、「障害者基本法」や「精神保健福祉法」の成立、それに続く国の「障害者プラン」の発表などにより大きく変わり、精神障害者にも福祉的なサービスが受けられる「障害者福祉手帳」が交付されるようになりました。

また、「障害者プラン」に基づく「地域生活支援センター」や「グループホーム」、さらには「授産施設」や「福祉工場」などの社会復帰施設の設置が、平成14年に向けての数値目標に沿って全国的に推進されようとしています。

精神障害者への公的福祉施策が推進されようとしている中で、私たち家族会も、これらの状況変化に即した体制づくりと同時に、「障害者プラン」などを視野に入れた新たな活動展開が求められていると思います。

157万人と推計される精神障害者が地域で安心して普通の生活ができるまでには、まだまだ家族会として取り組むべき課題や問題が山積しています。私どもは新たな視点で時勢の変化を直視し、今後の家族会の新しい道を切り開いてまいりたいと思います。

生活モデルの援助活動

やどかりの里 谷 中 輝 雄

兵家連は平成8年10月26日に神戸市生活学習センターでやどかりの里の谷中輝雄先生をお招きして、「生活モデルの援助活動」と題して講演会を行いました。以下その抜粋です。

やどかりの里では

40年近く入院していた人たちが退院してきました。絶対二度と病院へは返させないぞ、という思いでやどかりの里で引き受けました。それは生活支援センターという拠点があって、いつでもそこに行けば仲間に会えるし、食事もできれば、休憩もできる、ちょっと具合の悪い時は援護寮に緊急避難することもでき、安心して生活できる。昼間の行き場所は自分の好きな作業所を選べる。昼間の行き場所と夕方から夜にかけての溜まり場所と寝る場所、アパートなりグループホームなりが、ちゃんとあるからです。

生活支援センターとは

生活支援センターは法人でなくてもいい、実績のある団体ならできるようになりましたが、建築基準法にのっとった建物でないといけません。マンションとか貸ビルで間仕切りをして面接室、静養室、談話室、食堂というふうに使うならOK、広さは10人から20人が使えるくらい、人口15万に対して1つ生活支援センターがあれば、援護寮とか授産所といった大きな建物を作らなくても、小規模作業所やグループホームを作って、そこをいつでも使えるようにする。施設を作るのではなく、地域のネットワークを作る、支援体制を作るのです。

老人問題と同じ

精神障害者の問題も老人問題もまったく同じです。自分の家、地域で

応援できるような仕組みを作ればいいんです。在宅介護システムを導入したり、ホームヘルパーを導入したり、何かあれば生活支援センターがすぐにとんできてくれる、それに緊急の医療システムが必要ですが、そういう支援体制を作ればいいのです。安心して生活できる町づくりに、この地域生活支援センターを活用したり、作業所やグループホーム等いろいろ活用されるとよろしいと思います。

発想を自由に

内職仕事を作業所の仕事に選ぶことだけを考えなくてもいいです。神戸だったら、クッキーとか、パンとか、レストランとか、喫茶店とか、例えば、以前パンを焼いていた定年退職の方を店長にする。精神障害の方も合体して、町中にそういうお店を作ってしまう。発想を自由にしていただいたらいろんなことができるのではないか。それぞれの持ち味、得意なもの、それまでの知識や経験を發揮できることを考える。そうすれば、素敵なお店や、工房や、バー等いろんなものができるのではないかでしょうか。

自分再発見とネットワーク

そこで自分を発見して、自分の人生を創っていく、生きていてよかったなあ、と実感できたら、それは素敵なお人生です。病気をしてしまった、病人を自分の家族に持った、ものすごい苦労だった、自分も死のうと思った、でも振り返ってみて、苦労があって今自分はやり甲斐や生き甲斐をもてるようになった、新しい自分に出会えた、とマイナスからプラスにチェンジできたら、これは素晴らしい事です。作業所や生活支援センターを創っていく中で、一緒にやろうよ、一緒に人生楽しもうよ、生きていてよかった、こういう時に初めて人と人が結び合う、寄り合う、人と人との絆が強くなる、これがネットワークだと思います。



兵庫県へ精神障害者の福祉施策充実に

関する「要望書」を提出

精神障害者の福祉施策の充実に関する知事あて「要望書」を平成8.11.15西浦会長外3名が兵庫県地域保健課へでむき、内容説明をして提出しました。(別添写のとおり)

平成八年十一月十五日

兵庫県知事 貝原 俊民 殿

社団法人 兵庫県精神障害者家族会連合会
会長 西 浦 三 郎

精神障害者の福祉施策充実に関する

要 望 書

私共は、精神障害者が地域で安心して生活できるよう事業活動を展開している精神障害者を身内に抱える家族の会です。

昨年七月に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、その目的に「精神障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が加えられ、「精神保健福祉手帳」が創設されるなど、精神障害者の保健福祉施策の充実が計られることは、私共にとっては長年求めてきた「精神障害者福祉法」へ一步近づいたものとして歓迎しております。

さて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に際し、障害者基本法に対する参議院付帯決議にありますように、「精神障害者のための施策がその他の障害者と均衡を欠くことのないよう、特に社会復帰及び福祉面の施策の推進に努めること」が、緊急の課題となっております。

また、本会会員の大部分は高齢者で占められており、精神障害者の医療・福祉施策の充実は、会員全員の切実なる悲願でもあります。

つきましては、左記の要望事項について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 近畿府県の中でも最低水準にある作業所運営補助金の大幅な増額と別枠による家賃補助・開設準備金の補助制度を設けてください。
2. 精神障害者も心身障害者(児) 医療補助制度の対象にしてください。
3. 県営住宅への精神障害者の優先入居ならびにグループホームとしての利用制度を創設してください。
4. 地方精神保健福祉審議会の委員に精神障害者及び家族を加えてください。
5. 精神障害者保健福祉手帳制度の創設に伴い、精神障害者も他の障害者に実施されている各種福祉サービス(地方交通の運賃割引、公的施設の利用料免除、必要な生活福祉手当の創設等)の対象としてください。

6. 国の障害者プランに盛り込まれた精神障害者の地域生活支援事業の推進にあたっては、地域生活者のニーズに合った場所・機能を考慮してください。また、「配食・給配サービス」「ホームヘルパー派遣」「ボランティア育成」を事業の一環として組み入れてください。
7. 精神障害者家族会活動の強化のため、当連合会への助成金を増額してください。

~~~~~

### 精神障害者保健福祉手帳

～申請受付開始から1年3ヶ月～

兵家連副会長 山本春義

平成7年10月1日、精神障害者保健福祉手帳の交付申請受付開始から1年3ヶ月。手帳に関する知識もほぼ浸透してきたと思われますが、交付件数はあまり伸びておりません。(兵庫県下の平成8.8.31現在障害者手帳取得数 1,775件)

全家連では、全国で10万件取得を当面目標に手帳取得拡大運動を進めております。(全国の平成8.8.31現在障害者手帳取得数 48,444件)

取得して利用の範囲を広げましょう!!

### 県下の精神障害者福祉手帳による利用制度

(H8.12.1現在)

| 市   | バス乗車証                                                        | 公共施設                | その他                                                                                               |
|-----|--------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神戸市 | H8.11.1から福祉乗車証<br>市内を走行範囲の民営バスを含む                            | 減免制度あり<br>平成8.4.1から |                                                                                                   |
| 尼崎市 | 市バス無料乗車券<br>(手帳1~2級)                                         |                     | H7.10から精神障害者福祉金<br>年約 41,400円~27,000円<br>下水道使用量減免<br>現在福祉金を受けている家族<br>のいる使用者基本使用料1期<br>につき 1,000円 |
| 姫路市 | H8.12.1から<br>優待バス乗車証シールを障害者手帳に貼付する。市営バス一全区間<br>神姫バスー姫路市域内間のみ | H8.7.1から減免<br>制度有   |                                                                                                   |

~~~~~

「障害者の日」街頭キャンペーンの実施

平成8年12月9日、障害者の福祉について、広く県民の理解促進と、意識啓発活動して「障害者の日」街頭キャンペーンが実施されました。兵家連から東口副会長が参加。

とき 平成8年12月9日

ところ 神戸市中央区三宮町1丁目

フェニックスプラザ前

内容 通行者への啓発用チラシ、ティッシュペーパーの配布など

参加者 兵庫県福祉部、保健部

関係団体 (3) 計20名

地区家族会指導者研修会の開催（報告）

平成8年度精神障害者家族会指導者研修会が、7月の神戸、東播地区につづき次のとおり開催されました。

1. 丹波・但馬地区研修会

開催日 平成8年10月31日 場所 氷上郡柏原町（木ノ根センター）

テーマ 「今こそ考え方精神障害者の生活支援」

講演 「障害者プランの推進について」

講師 兵家連会長 西浦 三郎氏

シンポジウム

コーディネイター 東加古川病院 OT 平尾一幸氏

病院家族会のとりくみ、家族の対応について、

作業所について、当事者の思い

地域の支援について

2. 西播・姫路地区研修会

開催日 平成8年11月24日 場所 神崎郡市川町（保健福祉センター）

講演 「障害者プランについて」

講師 兵家連会長 西浦 三郎氏

分科会 A. 魅力ある作業所づくり

B. 活発な家族会にするために

C. 患者と家族、地域の支援

平成8年度兵庫県障害者福祉大会篠山で開催

一兵家連も主催者に加わり参加―

11月28日篠山町（たんば田園交響ホール）で兵庫県障害者福祉大会が開催され、兵家連も主催者の一員として参加しました。

従来から開催されていた「身体障害者福祉大会」が、「障害者基本法」の主旨等に基づき、平成8年度からは障害の種類に関係なく「障害者福祉大会」として開催されることになりました。

（参加者副会長 山本春義）

阪神・淡路地区研修会

日 時 平成9年3月2日 予定

場 所 川西市（詳細は追ってお知らせします）

全家連表彰者のおしらせ

おめでとう

11月7日第29回全国精神障害者家族大会で山本春義副会長が全家連理事長表彰をうけました。

「近畿ブロック研修会」準備委員会が発足

兵家連が担当して平成9年秋に開催予定の「近畿ブロック研修会」に対応するため、その準備委員会の設置と委員が、平成8年12月21日の理事会で決まりました。

委員長	西浦 三郎	(兵家連会長)	委員	河野 志郎	(兵家連監事)
委員	山本 春義	(兵家連副会長)	委員	成定 公子	(兵家連理事)
委員	東口かつ子	(兵家連副会長)	委員	前川 博	(兵家連理事)
委員	多田トモ子	(兵家連常務理事)	委員	斎賀嘉寿美	(尼家連会長)
委員	岡野 和彦	(兵家連理事)	委員	西谷 文江	(兵家連事務局)

(略敬称)

「兵家連基金」運営委員会を設置

阪神・淡路大震災に際し、全国各方面から当連合会に寄せられた義援金で「兵家連基金」を設けることと、その管理、運営のための委員会の設置が平成8年12月21日開催の理事会で決まりました。

委員長	山本 春義	(兵家連副会長)	委員	成定 公子	(兵家連理事)
委員	中野 信夫	(兵家連理事)	委員	斎賀嘉寿美	(尼家連会長)
委員	小川 正	(神家連副会長)			

(略敬称)

「ぜんかれん」誌のご購読を

(財)全国精神障害者家族会連合会発行の「ぜんかれん」誌は、毎月発行され、障害者関係法令の解説、精神障害者保健福祉に関する国、地方公共団体等の情報や、全国各地の家族会の動き、声などをおしらせしております。

参考になりますのでぜひご購読下さい。

価格 300円 年間3600円(送料共)

団体の場合(5部以上)は200円年間2400円となります。兵家連でも取り次ぎ致します。

兵家連賛助会員加入募集にご協力を

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会(略称兵家連)は運営費、活動費を家族会会員からの会費を主財源に活動しておりますが、収入面で充分と言えず、会費値上げも困難な状況にあります。対応策の一つとして賛助会員を常時募集しております。

あなた様も是非賛助会員になって頂き、兵家連の精神障害者への福祉推進活動をご援助下さい。会費は次のとおりです。

個人の場合 1口 年額 3,000円 } 一口以上何口でも結構です。
団体の場合 1口 年額 10,000円 }

加入手続きは、お近くの郵便局の「郵便振替」用紙(赤枠)をご利用下さい。

口座番号 01110-4-83568 加入者「兵家連」です。

お問合わせは、(社)兵庫県精神障害者家族会連合会まで

住所 〒650 神戸市中央区楠通4-1-28(辻ビル2F)

TEL 078-360-2618 FAX 078-360-2615

兵 家 連 活 動 日 誌

役員の動き

- | | |
|---|--|
| 8. 9. 1 グループホームひらの開所式
西浦会長 | 11. 18 兵庫県健康福祉センター委員会
西浦会長 |
| 9. 14~16 近畿ブロック研修会
(奈良市内) | 11. 20 全家連理事会(東京) 西浦会長 |
| 9. 17 伊丹 西浦副会長 | 11. 24 西播・姫路地区家族会研修会
(市川町内) 西浦会長外 |
| 9. 20 理事会 会長会(神戸市学習セ
ンター) | 11. 28 平成8年度兵庫県障害者福祉大
会(篠山町) 山本副会長 |
| 9. 28 豊岡保健所 西浦会長 | 11. 29 西脇保健所 西浦会長 |
| 10. 8 全家連理事会(東京) 西浦会長 | 12. 1~2 全国リハビリ会議(東京)
西浦会長 |
| 10. 21 三役会 | 12. 5 和歌山県麦の郷見学 西浦会長
外4名 |
| 10. 26 講演会 谷中氏(学習センター) | 12. 8 東加古川病院 岡野理事 |
| 10. 31 丹波、但馬地区家族会指導者研
修会(柏原町内) | 12. 9 障害者街頭キャンペーン
東口副会長 |
| 11. 1 西播・姫路地区家族会指導者研
修会(福崎保健) 山本副会長
準備会 | 12. 11 和田山保健所多田常務 |
| 11. 3 マインドイン神戸(メリケン
パーク) | 12. 17 会長会議(神戸市学習センター) |
| 11. 7~8 全国精神障害者家族大会
(高知県内) | 12. 20 姫路西保健所 多田常務 |
| 11. 15 兵庫県知事あて要望書を地域保
健課へ提出 西浦会長外3名
兵庫県障害福祉課(障害者福祉
大会の件) 西浦会長外3名 | 12. 21 理事会(神戸市学習センター)
12. 27 ひょうご健康福祉総合センター
基本構想検討委員会 西浦会長 |

あとがき

平成も9年をむかえました。

県南部大震災から満2年が過ぎ、他地区の方々の記憶からは被災地が忘れられようとしておりますが、仮設からの移転先探しに明け暮れる毎日の震災地家族会もあります。

兵家連誌の編集事務を前川氏から引き継いでかれこれ5年になりましたが、毎号苦しむのは、原稿入手の困難さです。各家族会長さんからは年一回くらいのご寄稿を是非お願いしたいと存じます。
(山本)

K
S
K
P

一九八四年八月二〇日第三種
便物認可

毎日発行

定価||五〇円

発行人||関西障害者定期刊行物協会/大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三

アド企画 気付

精神保健福祉講座 No.18

こちら精神保健福祉相談室

文責、兵家連相談室 青木聖久

私達が、未だに信じ難いあの“震災”から約2年の月日が経ち、街には“復興住宅”的建設がかなりのピッチで進んでまいりました。

さて、震災以後世間では“福祉元年”と言われ、社会福祉に対する関心が今までとは比較にならない程高くなりました。それは、もちろん老人、身体障害者に限らず、精神障害者（精神障害者福祉）にも同様のことが言えると思います。皆さん、是非世間の追い風に乗って、今こそいろんなことを御一緒に取り組み、そして考えて行きましょう。 【秘密は厳守します】

☆相談開設日：月・水・金の午前10時より午後3時

電話番号：078（360）3610

前号に引き続き相談の中の一例を紹介させて頂きます。

（尚、秘密厳守の立場から内容を若干変更させて頂きます。）

[医療保険制度（健康保険等）の利用について]

相談者（35歳男性）：約5年間、仕事を続けながら精神科の診療所に通院していましたが、平成8年9月に退職して、現在は＊任意継続被保険者になっていますが、保険料が高いし、何か良い方法はないでしょうか。
人に聞いたら国民健康保険の方がいいという人もいて・・・・。
でもそうだとしても、保険（医療保険）でそんなに勝手に自分の都合で変えてしまってもいいものなのでしょうか。

*任意継続被保険者～退職すると自動的に健康保険の被保険者資格を失いますが、被保険者期間が2ヵ月以上あった場合には、引き継ぎ2年間（55歳以上で退職した人については、2年を過ぎても60歳になるまで、又は60歳未満で国民健康保険の退職被保険者になるまで）は、個人で被保険者になることが出来ます。これを健康保険の任意継続被保険者といいます。ただし、保険料は全額自己負担（健康保険の被保険者期間中は、保険料を事業主と折半負担）になります。

回答：皆さん、医療機関を受診する時、何となく保険証を出して医療を受けているというのが本音ではないでしょうか？ でも実際（法的）には一つ

のルールによって動いています。それはサラリーマン等の場合、業務上又は通勤途上の傷病により医療機関を利用する時は「労働者災害補償保険」で受診をし、業務外の傷病により医療機関を利用する時は「健康保険」で受診します。一方自営業者、無職者等の場合、業務上外に關係なく「国民健康保険」で受診することになります。そういう意味では、保険の種類を自分で選択する余地は全く無いのですが、稀にその余地が発生する場合があります。それに該当するのが任意継続被保険者で、この場合本人の申請手続きですので、結果として国民健康保険と選択することになるのです。

前置きはさておき、あなたがお知りになりたいのは具体的にどちらが得かということですが、これに関する二つの側面（①保険料、②受診時一部負担金）を見ていかないと答えは出ません。そこで、下記に例を挙げて見ていくことにします。

①保険料

[あなたの年収が約300万円で、年に5万円の市県民税が課せられており、退職時、月給にして約20万円もらっていたとした場合]

I、任意継続被保険者

標準報酬月額は20万円とされ、退職時には月額8,200円の保険料を支払っていたことになりますから、任意継続被保険者になれば、2倍の保険料月額16,400円を支払うことになります。

II、国民健康保険

国民健康保険の場合、通常「所得割」「均等割」「平等割」「資産割」等を各保険者（市町村）独自の算定方法によって保険料を計算します。

・所得割	50,000円	×	3.97	=	198,500円	※保険者～神戸市
・均等割	23,630円	×	1人	=	23,630円	平成8年度価額
・平等割	一律				29,460円	神戸市は「資産割」無し

合計年間保険料 251,590円 月額20,970円

②受診時一部負担金

□医療保険	健康保険本人（入院、外来）	1割負担
	任意継続被保険者（入院、外来）	1割負担
	健康保険家族（入院）	2割負担、（外来）3割負担
	国民健康保険、地域（入院、外来）	3割負担

以上はほんの一例ですが、所得額によって両者（I, II, ）の関係が微妙に異なってきます。ただあなたがほぼこの例と同じであれば、保険料、受診時一部負担金の両面から見ても任意継続被保険者の方が有利であるということが言えると思います。